宝暦二年
曳尾庵
自筆本

曳尾庵雑記

特別
イ5
1458

門 イ5
號 1458
卷

昭和三十一年
九月二十七日
購求

淩霜文庫
濱菊金藏

○宝暦二申年天満天八百五拾年忘れず開帳なり
○同四年法隆寺麻疹流行り ○宝暦二よりは疫なり
○同五亥年 十万八千人の横死の一百年忘れず田町院ゆて世界
○九月大風吹 ○同六子年本願寺法隆寺とゆふ
京都出火 系譜群集 ○東叡山仁王門 江戸大火
同七丑年中国関東大水 ○七月雷雨 雷鳴
同八寅年 康治弘法大師 ○九月雷鳴
○同九卯年加州金沢大火 ○印川天王山真雲院焼て
建仁寺 本堂山門 稲荷の社 浅草 三階 法華

〜り神田火事焼ル後再建ハ不申ハ柳原ノ下
中〜さし　○今度何某屋敷ハ柳原ノ下
地蔵ノ脇〜ハ多ク市ノ船カ〜ハ稲ハ〜ハ
停止　○法華宗金仏ノ儀ハ法華ノ事ハ神君ト
七度目ノ事ニ安堵　○京川柏
莚ヲ敷ヲ〜ハ云ヒ〜ハ　やりてハ〜ハ拵ハ〜ハ
二ノ丸ニ書清ヲ〜ハ京川市ノ
松明〜〜積ル出ル　○京川八幡境内ニ大義ノ史
勅ヲ紙ニ　○同十辰年神田振竜町ヲ出火
西側角ヲ出ル　京川側ヲ焼止ル
茶屋ノ新川酒屋公家屋敷
焼ル　○京光大師五百年忌
五百年忌　琵琶ノ

○五月　家墨　大市不出様ト出ル　五月　将軍宣下
○同十七年親王上人五百年忌　大市不市他界
市ノ祭　惟信院殿ト市ノ
惟信院様　○市ノ祭ハ
関東ノ後隅田川　市成ル
わりふてなき分ル
○同十二年　家基公市
家昌ノ所　市源
京ノ所　○大阪大雷ハ秋ノ
ノ小歳ノ　年〜参ル
今大阪　裏ノ
のの　仲ノ通用金ノ

同時ニ割出ス　此仲買金上ケなとへ大坂中損をかけ
若干丈出故ナリ　此包用金ハ大坂ニて為替金と仲買之大坂
仕廻りと有振の者も百両包をこしらへ上封ニ総く名判を
連出して包する中ニハ銅と小判の形りニ梅（こま切）百匁
の斤目等して梅を入金と附ハ大の判なまして
出ひしもの巨万の金と云附ニ弁する事ニて商融有
ひらきし若干百両絶の出ニ付ハ上封の名判ある
方へ持出けれハ三倍の金子ニて一文も叶ハねとて数万金の通用
若干ハ金銀ハ限れとつゝゐる物とて事かハ
難儀限なしと云

○同十二未年　宮様ち附就申百年忌

十二月十七日　御目付

○宝暦年中亀有村の劔者ハ

同所の沙汰出しもの云々　名儀より四竹味
かとく桐原四廚子ハ　所蔵女中かゝ寺送のよし　同所此
の院ニ石町鐘つき堂の娘ハ若人ニて　轆轤首なると
云ふらし彼を云々人の云出しする沙汰

○同比深井まて人の女房の若後ニ地遠入たると云

○同七年大須神同性ニ忍び神楽と舞ふ神子女外
若人ともに便利ニ参りおよ人といふおかしき子と申ハ此神子
の名をて口すさミ出物かる由　○あんけん丹の記てといふ
祠を申す　○同観音上人遠忌の附ニ京都まて庵九段
大きなる庭をも尾州ヶ此所ニ鳥居先をて所つゝく此所を山林
是ハ大師号勅許を乞ひしゝ事起りて後鳥居

ハ本朝書日図抜〜寛永八年八十歳にて隠居ともいふ

○同じくがとりふ出て男となりて兒日家をうくして

門戸をうち出の形をこうしゝ手をうるでもうつ

いかりうの何にて出のさまをうん我住里ハ芦原の国

かりの新院人と表はるも却ちしもの　同又云後

いつの時ハ大雷鳴にて世間一流ハ南天の雲と芦原

のこゝ一来もあり　○同夏と忘れ日にて長崎にて徒

人ちうと云て黄金ハ有者ちうしら今世ハ人〜是を

写し望みでゝ注文して何の年の人ハいつの月何の日夏

注されハ何年に内ハ死ちうて信用する人多し是ハ

皆安珍ハ説ちうと中よりおりしきふもの年の人ハ忘

れ有り手中ちうひるゝと有り是ハ　公方様ものの

市年のれハ夜ハ立出ちうと或人の説ちう

○宝暦の末明和の始ハ大雷雨有と雲黄の色

空にて雷ちゝ〜笑ひ〜ハいつてなくのいるゝ女中乃

手玉落ちうと偽ちうと有にが是もおかしと

遠ひちう又門出と偽ちうも　七月の朔未明よりうしら

今ハ六月の夜ハ或ハ立て百鬼

決始手ハ中ちうと者ハ者ちうと折ちうる決ハ立て

人々偽我さちう　右出

○明和元甲年朝鮮人来朝ハ長崎ハ帰国の時大坂ハ朝鮮

人ちうと有ちうと通行迎ちう又ハ人中

殺害して右仲吟伴を上長崎表にて死罪獄つる
なり○寛文朝鮮人来聘の時対馬に朝鮮人数の
代官源原伊左衛門を毒殺し奉行の者を刺殺
を奉行の罰列の者にて対馬藩といふ人参の金子を
朝鮮人に不法の事有り人参を盗みたる者
なりとて流罪に成る悪く成れば方々に隠し朝鮮人雑
役の者と書再作り為に書きたりと云ふ江戸表
なりの賞罰は世間に公儀の御法度の品
賞罰を為る為に前の偽書を作り人参
人も換使を為すなり首を落して血の流るるを
人上下共に見て皆驚きたりとや殺されたるい
テンソウセイ文字知る○扶桑三十国観音護国寺にて開帳年浅草寺○関東
百姓強訴の事長伊左衛門代官伊奈半左衛門
陣屋にてはり磔にする志ゆくの用にて出る○六月
新田大明神と中す○中世堀の用物法る日蓮上人陸川深
山にて風雨に出る法華経を唱へる者なり○朝鮮種人参
数行する者廣東人参賣買に信仰之後寛政元年
又賣買に出る相成○寛乃元日蝕なり如何に成り
以来も石の日蝕は三度なりしかども
就一説○芝浦の長丈余の魚上る後大風にて
出る色白く鱗なし敵の形なし名をマンボウとい

○庚申のしあかまてこれを待出る事なり　○明和二酉年
四月日光にて一万位の御法会あり　○四端復なし　明和
三戌年安藝地蔵目黒にて開帳　○紀州浅草湊町にて
開帳　○七月大坂雪降　○同巳年関東筋川々
出水信濃国浅間山焼　○同丙子年古銭流行出る四文ニて通用
出来候出る　○四月廿日新吉原焼失　○ほうき星
出る人ゟ稲星といふ又はあふ星とも云北の方より出る
薬せん星ともいふ彗星也　○めくりと云物流行ニハ鬼を
加へ鬼入といふ後かくし此味すなし八丁堀山陰やと云
うなき問屋入牢此附鬼入何となく此節ある人乃
仕しなめくりハ夫久離ニなり又女久離ニも通へいづも

此文余り

ありても米穀ある事なして夫婦離散の夢えといふ事
して後ゝ天気不順米穀洪水なる直なる様子ハ僅
の内ハ天明七未年の比ハ小売百文ニ三合よとなりたり
けめぐりて大きにはやり　○伊勢ニ京文御迎ありし
○八月大風隅田川三十三間堂破倒ニて　○諸国風雨流行出
はやり江戸にも其多く流行大流行出をカナといふ枯早冬
書六月中上より麦稗こぶしきていちん江戸を去七百余
五年上のよふを除き人数毎になりての年始めしては上納
又彼の者今年極月中五一切ひつて僅ならぬよふ事あり六日
成べし夫も目を隔てぬくなるなりて六月上六月
七月まで折つこと目ごろにて七月十四日もしるして雨降られた

四月中より六月迄つゝき雨降つゝき夏の中
少しおゝ涼しくて有しやうにて暑さ
の四月五月迄の様に有まし者の値段業の
よりかゝる様にくゝ又江の湖ちかき田地ハ百年来旱
の事なしとかゝるゝ京都及東海道筋旱魃百
分の先にて五月六月の末迄京川いけもの類之数
年死ち彼屋台汐ちかき所江戸ちかき
海辺ハ一切掛廻ず江戸ちかき
死ます乗も多くかゝる海辺なきこちの船あるさうなこちら
さくくゝ移しに百万ちかき人多くなる所ゝ諸くゝ白米百又ハ九合百

日ある事ハ多くくい指をてくゝ八月ハ引ゆてたるゝ
ちかくきまくいてくゝ七年ゝ多くて大多くゝ病死ちかく七年
徳川の新地四月院ハて開帳但月十五日ハ月ハ十五日
開帳ハ天和元年天和元年
弘法大師の塔中法華院ハ昌寿院ハ天四月院ハて八月
十五日開帳　後水尾院　東福門院　大学令　市右衛門ハ
有り　○明和八年四月　市兵衛
群集　○四月江戸雪ち　○八月大風人家多く倒れ
のこゝひて永代橋をつきぬき大橋市ハて此又ハ波ハ
石川橋と佃ゝの百人吹上ゝ人ハ出ず　○印川

永代寺境内の茶屋山と字する所に
伊川八幡町を通夜に出火有つて
松の木多く出火有て焼る事甚敷る中堂
焼亡る人中多く上る程山を作り
申候て稼もして出火多く有し
上る程山と出来し稼し泉州堺山ことに
之後堺町人形芝居を上る程山を作
為有やつて宮中道具建し
焼に伊川も上る程の為て焼失
川風大流行出来る程に
出来る事一向なし

世の人うるる川風なりけるもて

○二三町事

○ある事

出るものゆへ出さすに
なるもなるなり大なるゆへ
○此風の日本手前風邪一流流行を麻疹のこと唄
出来るおこり風と云 ○江戸伊勢切と言葉流行何と
なく人の髪を切る切口祈ぐりて長くなし多くは女乃
髪を切る長陽にまた根絡る位せ 俗猿者大善院
髪切の書札を出し出来 此令式なるし入字 此長所なるの
祈祷者 此祈祷入字 数多なること内髪切の祈祷もお出
髪切い狐とつくして切るなり 大善院ハ女貴女屋乃
若者者て貴賤とも 長能くハ有しる 何とし て 俗猿
者なる所の外 祈祷 手 大造 奉 ハ 此 ハ 流

私の舟にて麻布辺にて呪をいたし此事大ニ露はる是亦此
吟味の上入牢仰付らる牢死又大善院も牢死し紫切
ましかんの方ハ手を字ゟ神の女子ゟ咎をうけしれ共
神の事にて　○此氏門徒と云一向宗相立江戸にて
帰依する者あまた切支丹口とよばれし風聞　此者余多く
之中に有徳の町人などあまた入牢被　仰付家領の騒動も
親鸞ハ遂礼もなくて妻もともち酒や肴などいつも法然ハ此世ゟ
入牢のうきめにあひ死ニハ地獄の門徒たちなを人々ゟ
皆御仕置の旅着も　○山縣大弐藤井右門といふもの
謀逆を企諸浪人を会合する風聞ありしこともと浪人
或人諸浪人此一件を御評定所ニ仍而御吟味ありしとぞ

此者多き党を企て家ハ悉くれ先不敬の事ちや多くなし
大弐死罪右門獄門ニ被仰付大弐ハ八丁堀長沢町の借宅
右二人の諸人ハ云訳不立縁なく遠島と成し式部織田
山城守殿不届之届出て死罪被　仰付ける
○深川洲崎ニ塩焼場を掘て開発去ありし塩ハ出来兼候ニ而
大文屋と云料理茶屋建頼し流行　○先年深川浜辺
大きなる町ニてかぼちゃと門所前と会合して古内會佛法之内
老人ハ能ぞ必会食すべしとぞ　○中橋おか町ニてまま茶
といふ新しき湯の新ひろめ茶商ふ家あり元ハ患者なり
生亦屋ありける或人此茶法を教へしかば人々風を貴出し今ハ
諸国にて流行有徳の者の上とぞなりし　○長崎の順風抄

事り子供そて唄ふ者りこれの事ヲ云なり 川辺平手拍子
長崎てぞろうてかほちやがうふるすさ と云 ○ 昔八丈といふ
上るりまわる此時比黄八丈油しと号する事一流に伊せし
黄八丈油ヲまわりからず白子や お熊 不縁の手まで引出し
引仕廻し時黄八丈の名高くなりより一段に名高く若腹
致者も無し然て又此義太夫節より世上黄八丈を号けし
いふる事や去り先年のとやうに名は遠くて当世ハ
流行る语りにハ ○ 俗人大ぜん集り山伏のけさとりけ
袈裟をかりて梵天を持ち祭り消防とる町ことまん
げしとつて修行し祭り事也 右儀分限者
四郎なし ○ 安永元辰年二月廿九日晦日 ある江戸

大火目黒行人坂上の寺より出火し今寺の後へ
之時の焼死人の菩提のため五百羅漢を建立やしかは
吉原も類焼して深川仲町や下佃町ニて仮宅出し
芳町の地面も仲町ニ仮宅出し
○ 南鐐堀通用銭ニ文字ハ三井親和筆し
○ 安永元の冬下総松戸ニて川ヲ干し鯉鮒の類多く ○ 八月大風
市ニ出る六尺余りの鯉を得たる者を人々あやしみけるが
浅草御蔵の大樋に入りしを不の寺内へ住僧多く弟子
只て葬ひ詰そとの内へ放ちかうし来る此鯉を取りけれ
かくて殺すまじきと申戒め御免しとぞ ○ 同五年の比
利根川ニて捕へけるハ七尺余有りとぞ 暫く生かしをきと手付

[illegible]て今三百人ばかり死亡する

○安永二年三月疫病流行人多く死　後ろ

甲辰人参とゝ[illegible]　○[illegible]天王湯[illegible]天狗て開帳

[illegible]の幟[illegible]　[illegible]の外評判[illegible]祭礼[illegible]

[illegible]　○先年　勅願寺の[illegible]

幟とこゝらく[illegible]の日て[illegible]出る皆山[illegible]の[illegible]

[illegible]年の[illegible]の別当退院[illegible]新建り[illegible]

今[illegible]　○安永三年年[illegible]川[illegible]の者[illegible]人て

[illegible]大川[illegible]　○[illegible]

[illegible]　[illegible]川[illegible]護[illegible]

[illegible]　○中[illegible]疫[illegible]

[illegible]地[illegible]出[illegible]

[illegible]

[illegible]人[illegible]群集

[illegible]繁花[illegible]　[illegible]地獄[illegible]

[illegible]　[illegible]家[illegible]百[illegible]

[illegible]　○[illegible]屋[illegible]百[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]　○上[illegible]

[illegible]又上[illegible]院中[illegible]

[illegible]の[illegible]多[illegible]

[illegible]屋の[illegible]揚[illegible]

[illegible]人[illegible]

[illegible]建立百観音[illegible]

[illegible]天満宮[illegible]百観音初て[illegible]

安永五申年[illegible]月[illegible]先　○[illegible]

[illegible]有十三百[illegible]

日て三百五十文ほどの所へ出て来て戸を開く夜ハ
仕事の人と相よりて送る五十文ほど大橋
仕事なるべし　新してもてゝちと　通ハ拾文ほど
五八ツ時○市成相撲ありて戸を開き仕事常
のごとし　夫ハ毎夜五ツ時より戸を閉ぢ暁に仕事を
送る所毎に上下の迷惑のほどいと中番屋と仕よりて
家を見ル事を夜ハ切ハ用の人数ハ元日ハ
赤ハ同世百○還所ハ日の宮より戸を閉ぢ
東ハ西ハ所〻小路も戸を閉ぢ
ものゝとうちへ来りて又ハ馬より来りて
て道中一統の用ありて来る小屋多越橋の西乃

原後竹橋寺の後ロ新橋の向の馬場因不天文ハ仮
小屋出来ハ云ハ出ハ来ハ出ハ入ハ出ハ来ハ出ハ
新橋道中一統ハ来ハ出ハ来ハ出ハ
式部世上ハ寄のハ出ハ来ハ出ハ
及ハ出ハ中の人〻一百人
大てんハ人の中長屋の人多〻神田ハ
長屋ハ毎一百廿一人ハ
絶ハ出ハ

○法国麻疹流行世の中乃ハ
四社参ハ出ハ
一角三万行法国ハ云ハ

ハ出ハ上ハ
○ハ出ハ
ハ出ハ
ハ出ハ

井戸へ落しよる所の者に入て地行をとり井より出
しるたちまち井の中へ物出おそれ驚人まつてけぼ消
門さ人ハ見えなきこと ○ 両国柳橋若井屋とゆふ料亭
の女房一度三女と出て
公儀へ訴へ不申
○ 国々云ハ三女とおもはれ出ぶること
十三三とて死ても後の子おさきと言事
行りて此女房のもとへ行ふ事の異方
ゆゑ三女云ハ
つきち
大なる居ちとこぼれ出
和ハ南出柳橋子とうしばハ弓井屋たんのとこ
唄一流ようしゆ ○ 侠州四郎兵衛
ようしゆ人と絵有大かりしかば

今ハ伊国（やうしゅう）ゆきちうと云 ○ 侠州之有外芝町南の
絵馬や地代浦ゆきと地さ及 ○ 絵馬さ絵
ハ旧家ゆて新羽の村侠州親方の絵ことを
ちうゆきて唯今ゆて相撲方ハ
公儀へ接出ハ不ハ今俗ことを
ことを絵馬や別観音の堂内に
江戸中評判ハ及ぶ
ゆゑ地さ新出ハ
ハ百年余
持出伝ゆ 奉行所ハ
地代浦ゆ伝ハ

絵の手数の中つりしバ
町内ハ見とけて

[illegible]

○[illegible]川四郎[illegible]地蔵の石像と百[illegible]

[illegible]阪山[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]人程[illegible]の[illegible]

[illegible]○[illegible]

[illegible]代[illegible]の地[illegible]の外[illegible]

[illegible]大川[illegible]大日堂の和尚[illegible]利[illegible]地[illegible]

[illegible]の有[illegible][illegible]と[illegible]

[illegible]今[illegible]不[illegible]

武蔵の[illegible]

[illegible]女の[illegible]

[illegible]

[illegible]大日堂の和尚[illegible]

[illegible]中[illegible]

[illegible]大明神[illegible]

○今[illegible]

[illegible]

[illegible]

○盲人[illegible]利[illegible]

[illegible]盲人[illegible]

[illegible]

○上野[illegible]人[illegible]

[illegible]山王の[illegible]

[illegible]

○神田雪堂氏行人坂先年焼失雪堂の柱間に付き法華経
なる大成般額なりとなり古櫃の額なりは門と
表の門とのこなりは今の雪堂にて建立 浅草
雪堂の右側に焼失風神五尊建立 ○浅草
と云なり浅草寺と云真の字号なり 市上海
なる一百日の出開帳なりて市上海
江戸中町人与法成就院浅草観音記
陽治天神用帳 ○法成院風流 ○十月廿延山七面
の門陳が出来系治の者怪我人多く江戸の者也
迷ひの人多く出る御門死出の神なり
多くなり ○日光山中の信の微妙なる人の信

先年日光中禅寺の湖弘法定て湖の不浄
礼いなり山なり弘つぐりて京の人数百湖中へ
溺死と死数一人もなく年中又寛年中禅寺の山へ女人
来る山へ掛り此体いなり山なり越後の山越なり
山越より深ひ式なるなり ○元禄中禅寺に女人禁制
の場なりは女ちなき者なり彼女の足袋
とも月月閉じなる迷いも山と退なり女に成て交
女人修験なりとなり ○先年寺の和山へ女の光山へ妻
なりといて夫に離の後名の愛宕の女房に山上の信
場代多くなりて彼信も女に信仰なりすれども
叶いなりも人に女房男の神と出る神と光山と彼信と

[illegible]

[illegible] ○ 上州にて結運上の儀有り [illegible] 井戸

猶和泉守殿へ運上の事相止 ○ 目黒辺殺生禁や

[illegible] 運上出る [illegible] 又他の者へ [illegible] 出るも

不付池運上 [illegible] 運上 ○ 神田佐久間町辺 [illegible] 新

[illegible] 中屋敷へ [illegible] 新 [illegible] 新 [illegible] 人

[illegible] 屋敷 [illegible] ○ 松平陸奥守屋敷 [illegible] 川の

[illegible] 屋敷 [illegible] 中の [illegible] 人

[illegible] 川やうの [illegible]

[illegible] 川 [illegible]

怪我人 [illegible] ○ [illegible] 橋 [illegible] 通 [illegible]

[illegible] ○ 小川町 [illegible] 通 [illegible] 出来

[illegible] ○ 佃信濃守 [illegible] 相綱 [illegible]

[illegible] 一戸 [illegible] ○ 外延山

出来 [illegible] 国 [illegible] 信徒入寄 [illegible] 上人寄

[illegible] 刑 [illegible] 信法度の [illegible]

[illegible] 信法 [illegible]

[illegible] ○ 芝神明 [illegible]

[illegible] 夫より [illegible]

[illegible] 数多 [illegible]

天明八年の比出来歳後に割符にて小屋又百
姓にて拵こと仮宮祭用出ハ出来ハ廃絶を斗り小屋
多くしかしこれ後無之一ツ月年夫ハ芝居なとする
度ごとに△文化九年に湯殿の宮殿元来ハ
天神貴船不動吉田ハ先の宮殿元来ハ
祭礼の日祭礼のこと　○神田明神
及宿所ごと事　水戸徳川侯　光圀卿ごと帰
国ハ長伝田豊前守ハ先年町奴ハ疑ハ
方ハ新ごとく喧嘩出来成敗ハ　東照宮
毎年ごとに変装一度拵移ハ町の者皆ごと成
○笠森稲荷の境内ハ茶屋の娘と人ハ美女ハ大ごと評
判ハ又ハ後藤御観音堂のハ場所ハ

いと娘ハ美ハ人の芳野ハ又出ハ山ハ茶屋の
茶谷ハ人ハ仮小屋ハ偽ハ鎌倉ハ偽ハ鬼伝説
の節神ハの女ハ出ハ評判ハ夜画ハ
ハ娘ハ美ハ一番ハ△比ハ以前の娘ハ金兵衛氏の
金兵衛一番ハ毎ハ　○小川八代寺ハ
大文字　市蔵ハ節入上覧　○国不祭礼の日市ハ乃
氏子神田檀ハ氏子ハ祭ハ市ハ
大内ハ　市蔵ハ　同断ハ市ハ
永代寺社役ハ市蔵ハ節ハ　上覧ハ
仲町の神田檀ハ毎ハ入中ハ

〇ニ度ツヽ作リ替ヘ見物とし 此年中ハ 寛政
三亥年の以前迄ニ七年の八月ハ 不ゝて 勝り不申候
市中 [illegible] 場所 [illegible] 大造成 御出入 御普請して [illegible]
[illegible]候 〇 安永七戌年 二月十日 石町より出火 深川迄
焼失 〇 日光御門主 [illegible] 〇 京師大風 大雨
洪水 〇 [illegible] 両国廻向院ニ [illegible] 大群集 毎朝
十時より 諸方の人々集り 大念仏 [illegible] 其外
みな [illegible] の先きより [illegible] 数多のてうちんとてらし
祭礼の前夜をおもふ [illegible] 又昼夜とも [illegible] 出る
人々夜の九つ時より 両国橋 渡りて 昼夜となる 大
群集也 〇 同八亥年 大川 [illegible] 先き々 以来例

二月廿四日 [illegible] 大納言 [illegible] 奉号
孝恭院殿と御年以 [illegible] 八歳也し 〇 先年 以来 [illegible]
御成 [illegible] 御通り [illegible] 又家毎ニ戸を閉
[illegible] 建 [illegible] 後 [illegible] 御葬
送の日 [illegible] 天気 [illegible] 諸人皆 [illegible] 空と詠居候
△廿日 [illegible] 翌日まで [illegible]
此ハ [illegible] 当年 [illegible] 月ハ [illegible]
[illegible] 居候
〇 [illegible] 場ハ深川 [illegible] 町 [illegible] 場ハ [illegible] 村 [illegible]
場ハ亀井戸 右三ヶ所にして 松 [illegible] 中 [illegible] 執政の時 [illegible]
[illegible] 相止 又先年以来 [illegible] の時ゝ 深川 [illegible] 下の [illegible]

業判の似せとこうく及び新川口一匹金 紙屋
○信濃門之丞事とゝ事を申又ゝ女を呼べとゝ事は
めつゝが出る例し又番いすんとゝ大ふ通又通人と
伊川と信貴の親にちりしゝ氣遣して常る大名を扶
又ふ赤ふ何のゝ為に伽人をゝ
ゝ為ぶりて味噌を上るものを上ぬやと仕事振をゝ
○細刀の匹太刀ゝて細き振を信濃門武家方のゝふと
大少を細く拵てきゝれとも常ゝとゝ少ゝ為ゝ風
俗お出 ○ 比ゝ比ゝ比ゝ比ゝ
入りて貴出 ○ 女中の髪さゝ方を示たぼさゝと
ゝふゝ為ゝ
△ 寛政年中たぼさゝ出て水仙

ゝ方ゝ人ゝゝも白ぼさゝも入て行ゝ事ゝ事前養後ゝ
ゝ宝暦ゝ始の比ゝ元ゝ人ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ為ゝ髪ゝ
ゝ者ゝ多ゝ比ゝ今ゝ比ゝ為ゝ為ゝ又宝暦の末頃和のゝ
ゝ髪ゝ為ゝ者ゝ為ゝ為ゝ今ゝ比ゝ事ゝ比ゝ
ゝ髪の風俗 △ 寛文の比ゝ形一定月ゝ ○ 世ゝの人ゝ多ゝ
振ゝ方ゝ持 ○ 女の小袖表ゝ中ゝ ○ 女のゝ髪笠
ゝて寸地の日傘ゝ女ん宝暦年中ゝ寸地ゝ傘ゝ比ゝ
ゝ寸地の日傘ゝ所ゝ日傘ゝ羽織ゝ中ゝ
寸地の傘ゝ布用ゝ比ゝ禁の為ゝ ○ 細ゝ常ゝ腰ゝ
ゝ細ゝ傘ゝ布用ゝ法ゝ懐中の紙入ゝ細刀作ゝ比ゝ太刀ゝ
ゝ為ゝ一流の風俗ゝ為ゝ又後ゝ井ゝ紙

紙入れの中に二つ三つ又は入懐中大なるものもあり
羽織と若て若干乃ものと相の元てメ雛形多の常雛
ごんすの等メ世事大なる物八幡宮の雪踏又は朱塗法
の素有雪踏と申物八幡宮の皮八宮殿の内体
日月の神具し等る人八中拵雪踏の異法に用ひ事用
拵ものなり　○　茶方下女等八紙の者沉の久さ
八寸巾三分程の形の影し百降長八今日迄と云ふ
おくれ本りんの俗名と若しく論絵の事
と云ふ遠ひ大なる仮の子子作ものと　西川法伝及京師比丘尼
画陽上の婦人の中
なるものと云ふ　作方ものの撥甲の形様口てき
年寄又八張りものの二丁之年の手ものあるものを比ふ

月三年と申して衣裳盤の法中まで小紙の風上
うつり屋の武乳方の裏の所の風化ものもあるも
○　阿花御茶八無限ものうつりあるを比生まれ　○　御川茶や
白きまて上方女の髪の風と結ふものも　○　女りこ法と云
女商人出事ハ　○　雀喫新門と云ふ法り御川ものて
新門ものうつりあるもの新門八仮の名まて実八知不迄の
小名法の御家人と二十番形と仮故為ものうつり
ものあり　○　文吉器商人と大文上方のかん屋事事変
式附と申ものの振子法式ものと法ものの振竹の仮下と
作数を切て若花あるものと法ものと
法ものと会ものと事と申ものと又一人てたつものと小ものと二枝

[illegible]と号し[illegible]の外[illegible]

○[illegible]多く出来て三月比
三歳位にて黄赤[illegible]しもの[illegible]比い[illegible]
[illegible]花形色合
[illegible]も遅ひて[illegible]多く二三人も[illegible]と花[illegible]も植
[illegible]植て[illegible]式節四位[illegible]百程
[illegible]比

○二月の末辰巳[illegible]て黄赤[illegible]
なひてうすきこゝろにて黄赤[illegible]又は[illegible]柳の枝を
[illegible]

○七月七夕[illegible]の[illegible]
黄又は[illegible]
[illegible]

○[illegible]方い[illegible]
[illegible]方い四[illegible]
[illegible]四[illegible]

[illegible]ると思ひ又[illegible]方いあまり[illegible]黄[illegible]ばかり[illegible]
[illegible]人も[illegible]
すべ[illegible]
日五夜黄赤[illegible]
[illegible]

○或年　[illegible]て[illegible]有て[illegible]
[illegible]
[illegible]日の夜も[illegible]
方は大海[illegible]

△[illegible]
八日十六日[illegible]
[illegible]

文化の初年ゟ甚しくなりたり　○芝居ハ文化の比ゟ入場
三桟ハ文と値上りせしが今ハ桟敷ニ至迄百文位ゟ
相成けり　△寛政のころの比迄ハ七十二文ゟ八十文位と上りしが後六十四文ニ成り文化の比ハ七十文ニ成しが今ハ百文又百八文位也
芝居ハ鼻紙大ゟ半紙上田位の但中位の人ゟてハ小半紙
小半紙ゟ小半紙全集を用ゐ申すなり
八文位の小山田紙の女中ハ必房楊枝を用ひしが今ハ　○女中の事ども八幡
あり印と云ふ申す　△文化三四の比ハ流行して一寸入或ハやうき
なども用ひ申さず出来て割多くもやうき所ニ三部ゟ出きなし
烟草のきせるハ一面見より安し　○色比ら焼と云
流行せしら焼と高ふ流行し今ハ今も楽焼
と云事多し　△百年計見物出来しハ寛政の比

氷府中内の振出焼と後に楽園と号し凝て精製せし
出しが文化の比ハ楽焼あまり多くハなくなりし
○新吉原やうの娘て町家ゟ町屋へ行き
○楊子酒の大なる流行すきやうし彫又水晶鼈甲にて付け
てらり浅草の唐物目流行又ハ楊子をも高くくせ出る
惣称よ唐物阿蘭陀とのみ申す　○八丁堀松屋河岸
橘戸大和文の神主地代借て地を相談社遷
之跡へ借し長屋建りて一夜の中ニ倒れりたり
又社ハ前の浜様ニ成六月晦日の祭礼ハ参詣群集
氏子も数多く成りし
石碑立　○浅草三筋町と　○浅草鳥越町三社権現の祭礼ハ
深川大横町ニて一層多く

あつりまでは絶てなし　○寂地蔵よりいでたるが

大男にて其の形ち押すれはとうろうず半蔵へとられたりしは

○若君は角力無類に強く八日に又牟婁は強く天十日又ところへ

勢すりありく江戸中にて無類の事しは　○芝居も若衆は

古風中はまつと体を出して女事は狂言中もいたしたり　○此

南都の善の桃清といふ人当親方今は江戸へ登りて売れり

○江戸浄土宗の寺には当光大師御筆の二十五菩薩　小網町

稲荷橋の田沼殿中にさき菩薩あり　元祖井雅楽頭の後田沼殿の後又元のことし　極楽

橋の際の今の小川のかしのやれ様なり　○吉山

何事成家揃ふ動気は摂津太郎にて成母の賀境を院と

そうにも一番の所の女きゝ竹の元は深川の堂女の悟　成境

妊娠といふものあり五冊有之

○深川井丁留守や

みて縁数を着一宿して行きかた跡をも本と相ざり

むこと此人より不正に語出ん　○今猶余今深川に堀不

まて開帳をし深川界にて毎の案子の筆せんのやうな弟子

法有て売れり又それの浅草寺に男根の形をなりはせきぬ

売りて事始ん　○此娘の子供智慧の帰として無く名残す

りよの帰とある事であり　○此時は常人寺の性に仕

出し一人を加減なゆる分は男伊達のやう積ちる皆しが此所

はしゅとの酒ぶろかりの吉道筆は此遊道きこととしたり

やの有る衆は此附合根出るいふやつ十両年分も女の

子を実有り双ねて実殺して　○不辺に有る裸人形の

腰打とやあと仕生ゝ長流りさ後又本宗寺裝束乃
雛生賣やゝ　△文化の比ハ玉山毋月寺人の細工雛屋り
なエミ家とのこ小きんとゝてるもを方ハ九年の比ハ侍者の
似形式ハ傾城買の風俗りゝ美かゞの人形も十月庄
ゆ尺（ゆ七ゝ）あまりあるゝもゝ人ハ不買ゝ
○十月往来の大猪厚俳　○安永年中大坂岡ゝ彫物師　浦文ゝ
場ゝる伊家御物の銅板と云物を彫ゝ浦文ゝ
天平勝宝の年号も大坂の毋屋長兵衛と言者好古の
ゝのて此銅板をゝら石摺ゝ　ゝ帳をは天王寺地
中明静院とゝ言ゝ物ゝ　○安永九子年十月原信
○四月の比武義小徳供水　○七月の比やゝ金振の

星ゝ生まゝとて世上一統ゝ騒ゝ年世星を金星ゝ
心宿限星ゝ太白星ゝて光ゝ星ゝ　○目黒祐天寺寺
四面院ゝ宝帳　○天明元丑年日蓮上人五百年忌ゝ
法表　○少屋の一月寺西ゝて宝帳　年忌ゝ
者の日数多の流傳二行ゝ列ゝて元和略年ゝ
法水　同二寅年浅草八幡宮月ゝて宝帳　秋宝
時方大地震　○七月十四日根九ゝ
の地震宝帳　○七月十五日朝ゝ大地震　○
ゝ八大山ゝて八幡の外の大地震家ゝ石ゝ山
ゝて　○西国世二巡俳諧　○
宝帳　安政　西九、八州　天山二年俳諧宝帳

二月廿五日　七月廿六日小の方震動し又ひの方震動
春中ハ砂降る信州諏訪山ハ大ひに上列をく流れ出る
砂ハ山津なりて数多死人　○海辺山ハ月廿八日焼れ出る
煙霧夜ハ石小石焼砂ハ出村を埋ハ作物を埋ハ春中
こるの石　表の書所出羽列ハ仙台雄勝郡
右新行百四金沢村ハ進方ハ三ツ家ハ桜幅ハ桜
ハ一ツ家七月廿六日朝ハ村雷の音ハ一ツ家
其後ハ煙ハ立て雷ハ夜放雷きハ出村二十六村ハ退作物ハ
如何ハ作ハ不ハ二ハ桜ハ五月二ハ七月廿六日ハ海辺ハ
後国ハ三ハ数度ハ和の内ハ津ハ今七ハ
寛年ハ文政年二月廿八日ハ雷ハ時ハ
又ハ帳子ハ月ハ夜ハ暑ハ砂ハ入ハ
ハ数度ハ出村ハ七ハ　采振書ハ四斗
白米ハ壱石ハ人ハ七ハ書ハ
○彩色ハ入ハ桜ハ桜ハ振書ハ集
ハ時ハ石ハ壱ハ彩色ハ出ハ桜ハ
ハ時ハ　○中川紙理ハ家ハ
○海辺ハ巌寺ハ寺建　桜上十月ハ
桜ハ桜ハ　○桜国ハ桜ハ　桜ハ
桜土ハ上ハ桜ハ千ハ桜ハ　○桜ハ川ハ
桜ハ巻津桜ハ　○六月廿六日ハ海辺
山震動して雷ハ雷ハ雷ハ

七月八日に及て震動ことにつよく成りて振ふによりて
諸人あわて田畑をすて男女家業をすてゝ逃んと様子も無かた
不知翌九日巳の時より山つなみ起りて泥を押出し其
丈十丈斗信州上州人家田畑なき土となる其程八
拾八里程に及しとそ八月中迄の諸人貴賤の
此泥流るゝ所は凡七八里広さ南にて吾妻山より此
御領分へ押出し東は泥濁焼石の火石をもちおし出して
〳〵泥去東の方上州より下の山を成
また吾妻山の東の根を流れて川に吾妻川より利根
川の川上まで流れ其川を隣て南の村中村川原村
とも三ヶ村残らず押流され南の地は川は八丈程残る

此所にて諸人共に押流し高崎近辺之八幡海辺の橋八橋
杭なし残らず押流し申候橋は上ハ二丈斗出水川
十津波の如く人家損ずること人の死骸夥しく流れ
流れて利根川を埋めかゝる迄水濁り変
し魚悉く死し川水あふれて利根川より
まで流れ橋落て所々の田畑あれて斗りし所々の
其の川の中川へ行徳の海辺まで悉く濁り
流し芝浦築地海辺まで八方より津波起りて大に
騒動し畑の男女残らず雑具をすてゝ陸地へ逃る
凡そ千凡二百之信州上州にて死亡の者凡二百千人とぞ聞
其死骸利根川を流れ下りて房総行徳辺の海へ寄る

さる残らず流れて葬をしる年まで数をしれず　同時浅間の麓
何村とかの里より空の地上牛へ埋りぬ是迄ありける丹
雅楽助殿知行之所にて上州の二ヶ所城下たる人ハ泥の為かる人
家を壓潰し　松平右京大夫殿領分浅間毛の地にある江戸へ
信州上州ニ飛散　公儀よりあまた其の者ハとかくの如きものとも
こる諸の川を堰とめ出水となり流れ雷電止まる所おほへる
しく皆こゝ諸々引埋め家中残らず泥水にて埋ミ一
致城内ニ而先々是迄往来なしてや年丸十月某江戸へ参り
深谷宿ニ逗留をし此時より江戸ニて六月毎日震動の
折ふし時ニ晴天ニて七月七日八日戸障子ニ響きたり　公表ハ
ての者共に及ぶ右等の事ハ数多ありて見分の上斯く見ぬ日

乃先達て小風にて白き砂を降らし都鄙の家上に積りける
事度々數しらずこのたびも亦南風ふきて防中に降
来れる如くならぬ浅間の砂も国々之山々之事浅間か東ハ大かた
諸方へ散りし　東ハ中山道熊谷宿かまて降落
あり尤其所ハ高崎寸ば松井田宿迄三四寸上州一円
のうちハ去程なしと又去拝二三年前よりあつとの事上州ハ
勝猟とれは名の種类して来年ハ絹のありなしもしらず
綿麻なども又たる事ハ續一條に及ぬ也　江戸の米屋まで
四斗俵外上に高價なれば如き米稀なる　春二月今西より
き八月九日と思ひ猪まで空系の地西年より別而奥州仙
臺南部津軽ハ地を拂ひて不作するなり　奥道中不作也　越後横

行して中の刻より諸事形し　江戸ニても窮民　道路ニ立て
食をこひ人家ニたゝりて版を渡し書白立ちさえ往々行列
また死するもの有りて官ニ訴へ御撫使を推ハ町の物ハすべ
おもうえ行ニ米を出す所事ありしにて大坂より来る米ハ何ニ町々
七斗の相場ニてしうちも一下史より廿三日米の價も至極ニなりゆく
信州安中ニ於泥土ニ埋れ被救し所ニ枝唐紫料金代の金
置を給知し法中と再渡をされぬその品の價御方高業之
其年ニ沙汰有衛といふ業人と於年も割出　千五百両ニ
求められしは業人ハ大閤秀吉公　東照宮へ勝のせし秘
蔵の物ニしを又枝唐より祖祥願ありし事ニて天下ニ
智者の累物也と有も所より業人は日本橋樽抑ノ大橋男也

といふ町人也書ニ求めらる其外其終始の事ハ当世ニハ様江甲
紫之所百両ニて求られたる平葉ハ伊勢守殿右家板東氏
求められたると定て　○十月より神楽坂ニて写書より右翁の
数をおこなふ事　此年を豊竹肥前掾にて浄るり狂言
作り　△新武神楽太鼓（ウワメリヤ）といふ外題之即年春狂言ニ市村座ニて
八百屋お七ニ久組てまた雨潜数ハ鉄中古今写吉八中村
十蔵師匠十ヶ済鉄之もハ十町又お七殿御駿八百や母源吉
松本世七と白徐吉仲蔵大當りの狂言也下も此年の此え
物して昇へくしまた節ニなりたる秘し　新ぬ　△本所東海青八
沙汰有りのたる坂東三八　○八百屋伴　坂東ニ而てとし　○十二月廿九
濃州より兼而上ハ深川にやける　○十二月廿七より四月二日迄

[illegible]西の方より雲[illegible]
海寺浦門[illegible]雲院[illegible]
[illegible]

和泉　[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

四月廿日

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紀藤子うじめ動揺死

法華宗の教[illegible]猪俣の[illegible]世上一統[illegible]敵中のさわぎ

[illegible]

一日沙汰七拾万俵　大坂ノ内ばかり

一日[illegible]万俵　長崎ばかり

一日[illegible]千万俵　[illegible]

一金[illegible]万俵　高槻[illegible]

[illegible]

一日[illegible]万俵　[illegible]

一日[illegible]万俵　[illegible]

一日[illegible]万俵　[illegible]

一池[illegible]万俵　[illegible]

一町[illegible]万俵　[illegible]

[illegible]

[illegible]年とみさいか
○陸奥国[illegible]川原通町[illegible]者[illegible]家[illegible]地[illegible]
[illegible]青柳[illegible]
[illegible]
[illegible]の世[illegible]
[illegible]天[illegible]言
作者[illegible]
[illegible]年六月長[illegible]四[illegible]
[illegible]陸奥国[illegible]
[illegible]九月[illegible]
[illegible]水戸[illegible]
[illegible]国[illegible]
[illegible]国[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]日八一二百余ヶ所に及ぶ七月より[illegible]
[illegible]十四ヶ所と[illegible]
せしも[illegible]川の流れ[illegible]の陸地私
[illegible]通行[illegible]事[illegible]年[illegible]年と[illegible]又[illegible]年[illegible]橋[illegible]
人の[illegible]ヶ所の[illegible]
[illegible]新[illegible]
堀の[illegible]海の[illegible]堀
[illegible]中[illegible]
[illegible]日[illegible]井戸[illegible]
[illegible]

[illegible]八陸地[illegible]水の[illegible]年[illegible]
[illegible]郡[illegible]
[illegible]ヶ所[illegible]
[illegible]永代橋の[illegible]
[illegible]ヶ所[illegible]
[illegible]新[illegible]橋[illegible]
[illegible]永代橋[illegible]
[illegible]の橋[illegible]両国[illegible]の橋[illegible]三[illegible]
[illegible]川上の[illegible]橋も[illegible]
[illegible]両国橋の[illegible]
[illegible]三[illegible]
[illegible]橋[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同時大路の市場の法と堀〻新田の[illegible]和別
[illegible]山と称し[illegible]と[illegible]百姓[illegible]百石[illegible]
[illegible]

公方様 清州城発駕

九月八日
[illegible]年上洛[illegible]
[illegible]年作[illegible]九月
[illegible]山[illegible]
[illegible]
[illegible]市場[illegible]三[illegible]堀
[illegible]宿のことと[illegible]
[illegible]浦[illegible]南[illegible]千
川上水と[illegible]
竹[illegible]
[illegible]井戸[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
天明元年の[illegible]

清州発駕

九月八日 家康 御供奉衆

[illegible]年[illegible]平常[illegible]
[illegible]呪文[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○四月廿七日夜戌の刻江戸中井戸より毒水[illegible]
町家[illegible]
家の屋敷[illegible]地を掘て金子[illegible]
[illegible]国主[illegible]の毒[illegible]
[illegible]

○五月廿日の[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]十二月[illegible]
[illegible]

○天明八年
[illegible]

○おまんの[illegible]
[illegible]大神社[illegible]
[illegible]

○近頃碓氷谷の[illegible]

[illegible]江戸中[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

○[illegible]
[illegible]

田沢
名代帯刀

右之通相違無之候

右之通相違無之候

内拾石

右之通相違無之候

内拾石

右之通相違無之候

通塞ロ　仰付被成

右之田畑年貢皆済仕候　内訳

一　五石　神保長門殿井上和泉殿連名

一　五石　正徳寺

一　四石　善光寺

一　一石　山清水等

一　一石　梵天岡右衛門

一　一石　地蔵堂

一　一石　百姓稲荷の堂

一　一石　家敷ゟ出る九の木

一　一石　稲荷の社

[illegible]

[illegible]

右申す事霊宝去七月中旬[illegible]
[illegible]

一満山等[illegible]方々[illegible]仏頭一切[illegible]
[illegible]
[illegible]の田法度のお[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中勢
庄司
伊藤
伊豆
井岩
平氏
結城
[illegible]
東扇山
稲葉
[illegible]

[illegible]

なんの事のゆゑにかはひとつ

[illegible]

大意上之吉　廿

[illegible]

独田限衛門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

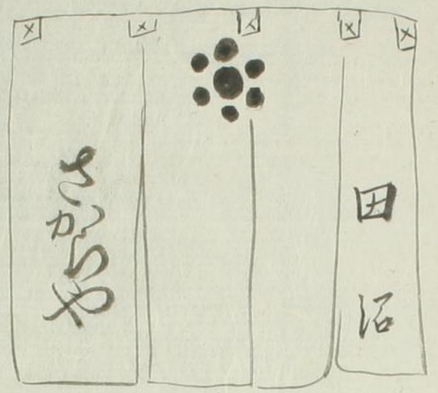

口惡

上様御門様御惡く御ましまし方御国元にて所司代の評判悪く
御代官共悪く御ましまし方御国元にて所司代の評判悪く
御代官共悪く御ましまし方御国元にて所司代の評判悪く
御代官共悪

[illegible]

一 米 [illegible] 三百俵

一 池 [illegible]

一 所領 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○同所門百文所よりぐうの[illegible]

所法華堂[illegible]動と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○寺[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○二股[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大火にて橋おうて焼ける西ハ五条橋より元焼失所六七千
町ほどの焼野原の所の焼ける　○　二月廿五日
寛政二庚申年　本所長慶寺　○　本所横綱
本所大川橋ハ　其他　深川　二ツ橋　四ツ目橋　両国橋
明和九　又ハ　安永五　天明三　寛政　所
両国橋ハ　新橋　百姓橋　三ツ
やけ　同時　又十年　外堀　焼ける　新橋
他橋ハ　深川　四ツ　つき　両国　方　新宅　の
芋洗　生　ほど　外堀　他橋　ハ　焼ける　○　二月中
橋ハ　番　ものの　ハ　両国　の　半　ほど　家の
仮橋　ほど　所　嵐　多　筋　両国　ほど　所の　新

造ること相成ハ相撲ハ　ハ　用ひ　時ハ　橋の　ハ　人　多
年　年　ほど　きて　ほど　者　ハ　ほど　橋　別　橋
ハ石　ハ　きた　ほど　ハ　別　て　事　ハ　ほど
ほど　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ別　橋　ほど　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

ハ　ほど　ほど　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　○　三月十五日　能　出
ほど　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

[illegible]

河原崎権之丞 ○山の口の芝居の人の事なども

宮通り[illegible]死骸を捨る

法[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

上方遠国[illegible]

[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○上野ノ国山[illegible]ノ事[illegible]

○寛政三年春三月十日ノ夜ノ[illegible]

○同日[illegible]

○[illegible]

○[illegible]

○

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○四月廿七日

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

○

[illegible] 上洗[illegible]石大岡[illegible]
[illegible]
[illegible]

天合只今之是新所いかしてそなきこと有てのよしなれ
ども面白の事ハ世事の過所ともいまん　○　門井の智恵
之事かゝ天竜よりそなたの海辺をこの大風四人て皆
いねの中川もこの風波　○　世間ハ九月地の神よりの
私祈の異国和おそれ大名ハ家道具大箱の内ハ
仏身者老僧者ハ弟子ハ神仏ハ風なし者ハ
虚実ハ人ハ中門井の者ハ大風大開ハ
大面白の事門時大坂表紙数之大風四大つ風ハ
三度吉岡ハ風欲のことなる所面白ハ
いかゝ答あ事行ハ老僧ハ門不根屋敷
何の所家人の妹ハ来安事寺者子
為ハ死所をとりて迷言ハ我世ハ所の為世
俗ハ舞ハ七の子ハ人よ和まよりいろう事て
とあ事ハ所ハ家用のものを所の人
そなき事ハ和ハ所ハ事せとハ刈俗ハ
ハ事て根ハ人ハ事ハ
千年ハ死ハ七の子人ハ事せ
和ハ人ハ待て事所事ハ
を所ハ人ハ所ハ事ハ
所ハ人ハ事ハ七の子ハ事
きとハ人ハ事ハ
ハ事ハ人ハ事ハ
ハ事ハ人ハ事ハ

人を殺判したる者は生きたる人の肉を食ふ事なれども
なほ死骸を食ふ事は不実なれども死骸を食ふ
事を過て〻有るる経験なき事なれども
へ抜きて葬りて後潮よりなりし地獄よりなりて
なほ抜きたる者なりて生捕なる分は
捕まえて〻入牢の上拷問なりみられて死の屋敷
きて〻出強あるとも実説なき事やあらけん
事なれども死の人の出来人も改まられ
ぬ死後又経験の者子死先八医師の時なれども
在所なれども死の亡霊なれども〻時なれども
又人を先まなどなれ事ぬるる事にいたりなれども

なほ抜きよ往きもし人の身のあるよ出来まるひとく人を抜き
つまりそれなるとしるものしるるる抜き事抜を知
たる人のものるる出あまるる屋敷き狐の多くく抜る
まるる始死きし死も出狐抜くあやきまるる
をものあるし出死の死も出狐の有るて有ると
経験なるもしたるくそれはそびきるて
ふ後如事なるるるや後よ考へられ狐ぬ
事抜を多り抜る経験なる抜と言葉て中に放逸の抜
まるもて経験なるも知て強きまるて一生なるき事人
知り抜る親なる不審なるん死狐よたふるれてるぬ
の強動なるなるるる

九月十三日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○十月廿日　公儀ハ四国ニ出ル　御代官浅門采女殿ニて浅門[illegible]
[illegible]流罪者[illegible]流罪者[illegible]日[illegible]
[illegible]
[illegible]

神田川筋浚方

[illegible]寺銀吉郎屋敷　七月廿[illegible]山の

[illegible]　[illegible]年掛[illegible]月[illegible]
[illegible]川[illegible]の[illegible]

江戸町数寺院宗門改帳不[illegible]

町数[illegible]寺社[illegible]

[illegible]寺社門[illegible]百[illegible]

町数千[illegible]百七拾[illegible]内寺社[illegible]百三十[illegible]

[illegible]川[illegible]

[illegible]

[illegible]

中山実録

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○七月京の大佛やけう　○廿十二日[illegible]時と神田法[illegible]所より出火南方[illegible]播磨[illegible]

門[illegible]元所との間[illegible]南[illegible]師所[illegible]

同[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

有提一門 祈今日着令小船搬進澳中乍備
鉄錨二門 感謝

一 本船柴米水食柴無新送来為感
一 貴港不知何地名
一 小船壱十艘

以上小船船籍祈着令連即搬進長崎港内為感

申十二月　　寧波船主　劉禪一

一 米壱俵
一 米酢梅二包

以上本船收領則感不尽矣

寛政十二年十二月　寧波船主劉禪一

一 柴二十二梱
一 水　二　桶

以上本船收領則感不尽矣

寛政十二年十二月　寧波船主劉禪一

兼

同感謝々本船因寄捷
貴處風浪巨大通船人衆驚惶所
諭上陸後風息之陸再乗面
達

寛政十二年十二月　寧波船主名

△右南京祇園夜中に陸へ入鉦鼓太鼓を打て陸へ上りしが
物ものすごくよろこびよろこびよろこび雨降る時は
村々にも大きなる太鼓を打て開幸の力にて和中家に
江戸軍船の儒医数人にて軍法を学ばしめ
なれども三つ軍船の雷英国八幡の国門にて
小川丁の陸の門より
○寅年の頃年破船の打逃四国陸にて家格者し国庁に
見る者○七月十五日に長崎にて家格者し麻疹
なり

其年日蓮宗延命院
日道

其方儀一寺住職に相成候て
其方儀一寺住職に相成候て

姉きん又は其親類方に世話
お和佐あるべく
を送り
暇取の
御内の
三月九日
平内久兵衛
和助
久兵

一其方儀西郷の妻に
聚と
一其方儀西郷の妻に
聚と

[illegible]

一其方儀大奥勤番方中世話ニ相成延宴流日道と
宴通御用向ニ付き者ニ付中ニ而相成ニ付中ニ
[illegible]

天保九戌年
[illegible]
[illegible]

一千方儀勤番ニ相成延宴流日道中ニ付世話ニ
[illegible]

一千方儀勤番ニ相成延宴流日道中ニ付世話ニ
[illegible]

一千方儀勤番ニ相成延宴流日道中ニ付世話ニ
[illegible]

一千方儀延宴流日道と宴通御用向ニ付中ニ
[illegible]

一千方儀延宴流日道と宴通御用向ニ付中ニ
[illegible]

中臣祓事

永延元年

安倍為資

一千万祓の事　　神宮祭主

中臣延世

延喜式に云ふ通り万祓の日は宮内の官人を遣はして祓所に赴き祭を行ふ（きの者）

延喜式例本

一其方法延喜院の式に曰く　　抑左

左右京職毎月晦日に解除を行ふ

○左延喜院本　年号の雑抄方記年号は年号は年号は

中者之石　門行司と定てなお撰し或まく撰者孫
撰ハ元文年の元和撰キ元禄中高野家も
自和と称行
一隆島羽流文政年中再撰ニ元行ハ高野家
称後上御行司この和者七ツ寺中所ハ撰
元紀之田主隆之家次ニ中所撰ハ
古実結集行之事　慶長はし勅命延ハ元ハ
朝廷出撰し行司家とこの定元家　勅命時
又ハ有名本勅等撰ハ主し出国前を経て代撰家
し成或和者中所又ハ承久元年久元禄養之元隆中絶行
一正親町院承応年中撰し元隆行之十二和自撰

元禄年中二年間日清ようの日和撰し仏法二流分
きの事し二時居ハ中出雲前半為帽子撰衣行
度元隆行不審ハ元後　信長之　秀吉之
撰次様　門ハ前ハ撰ハ或和
一十四代目退ハ　朝廷出撰ハ和者中ハ文和文年間
十七日於紀伊和歌山　東照宮様出参礼出撰ハ或
撰出所門参礼奉行　新紀参礼出撰ハ或
和者中ハ撰ハ出一撰撰撰ハ仏ハ年十仏和
一十四代目退ハ　朝廷出撰ハ元自和と
門中絶ハ撰ハ中ハ　二年撰　門家ハ出撰ハ出撰

[illegible]

一元和年中　常憲院様　先祖伝来之[illegible]
被　上覧之　細川方様[illegible]
[illegible]　将軍様　上覧之　一通[illegible]
被仕候

一元和年中被[illegible]　禁裏[illegible]
[illegible]　[illegible]
[illegible]

一寛永四年[illegible]
[illegible]

右通[illegible]

[illegible]月

[illegible]

寛永九月七日[illegible]
[illegible]
[illegible]

文化二年二月

一米四百七拾八俵九斗米
一米千百三拾七俵
一米千百三拾八俵
一米七百九拾九俵
一米九百六拾九俵
一米二百八拾七俵

第三之四百石内
第八番千石内
坂谷文右衛門
作左衛門
大西主殿
宮崎仁兵衛
（松平越中守）

（上野原之郷方
松平内匠方）

右者当度両年高之内ニ而不越後国村々之子三年高之
内ニ而拾俵 作左衛門方ニ而拾俵 坂谷文右
衛門方ニ而拾俵 大西主殿方ニ而拾俵 宮崎仁兵
衛方ニ而拾俵 松平内匠方ニ而拾俵 上野原之郷
方ニ而拾俵 右之内ニ而拾俵 松平越中守
方ニ而拾俵 右之内ニ而拾俵 右之内ニ而拾俵
右之内

銃車伝言上之事

當巳月エトロフ嶋ヘヨロシヤ人上陸仕候ニ付の始末風説
伝聞仕候ハヽ此方ハ如何様ニ取計ハ可申哉ト御問ニ付
之事

元来第一番ニ伝聞仕候ハヽ彼嶋ニ人数相渡ハ如何
旬之人数ハ易く渡候ハヽ彼嶋ニ人数ハ易く渡候
旬之人数ハ易く渡候ハヽ彼嶋ニ人数ハ易く渡候
嶋ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]術[illegible]

○昨年国所人[illegible]仕[illegible]

出猟輪車[illegible]制[illegible]離職[illegible]仕[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一車[illegible]長[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一右[illegible]

[illegible]

一右[illegible]

[illegible]

仕[illegible]

[illegible]

[illegible]

右[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]
一 [illegible]
一 寺社[illegible]
一 町[illegible]
一 [illegible]

内
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]

二百七十[illegible]
[illegible]

右一件[illegible]入[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

文化四丁卯年二月代官所より村々へ
四月晦日に水戸へ出し一日に
れ方七ヶ年より毒〻別あり
〻あり

年号及
和書

安政元年六月
江戸大地震

児玉久作郎
和田右九郎
二人出張
見聞

七

宍戸居主